

第33回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和8年3月30日（月）午後2時00分から午後2時54分まで

2 開催場所 幕別町役場3階3-A・B会議室

3 出席委員（22名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	18番	遠藤 貴之
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 欠席委員（1名） 8番 田村 信夫

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 令和8年度農業委員会予算について

議案

第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について

- 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について
- 第7号 令和8年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について
- 第8号 農業委員等の最適化活動の点検・評価について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
農地振興係長	今城 和智
忠類支局農地振興係長	山田 慎一
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主事補	村岡 倅

7 会議の概要

議長 幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第33回農業委員会総会を開催いたします。
次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に21番中村政昭委員、22番松本代理を指名いたします。よろしくお願いします。

次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。

事務局長 諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、8番田村委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。

議長 次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。

事務局から報告第1号について、説明をいたします。

事務局 報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人から提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。提出された法人報告書等は、書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で、報告を終わります。

議長 報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長

次に、報告第2号「令和8年度農業委員会予算について」を議題といたします。

事務局から報告第2号について、説明をいたします。

事務局

報告第2号、令和8年度農業委員会予算について、令和8年度農業委員会予算について、下記のとおり決定したので報告いたします。

令和8年度の農業委員会費を含む一般会計予算につきましては、今月開催されました第1回町議会定例会において議決されたところでございます。その中の農業委員会予算の歳出でございますが、1,634万9,000円で、前年と比較いたしまして、264万9千円の減額となっております。

議案書2ページにあります表の右側、「◎農業委員会運営事業」は1,616万2,000円であり、前年予算額から118万5,000円の増額となっております。増額の主な要因は、改選後の道内研修によるものです。

また、議案書3ページになりますが、農業者年金事務事業は18万7千円であり、前年から383万4,000円の減額となっております。減額の主な要因は、事務補助職員の人員が削減されたことによるものです。

このほか、詳細につきましては、記載のとおりであります。以上で報告を終わります。

議長

報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第1号1番から5番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から5番について、議案書をもとに朗読】

1番および3番から5番の案件は、借換のため、2番の案件は、返還のため、合意解約するものであります。これらの案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りいたします。
議案第1号1番から5番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から5番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。

議案第2号1番から2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公益財団法人幕別町農業振興公社から意見を求められた下記の農用地利用集積等促進計画（案）について、審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、当該案の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。

【議案第2号1番から2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書1ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

（発言なし）

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号1番から2番は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号3番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号3番から4番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書2ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号3番から4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号3番から4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号5番から6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第2号5番から6番について、議案書をもとに朗読】**

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書3ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号5番から6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号5番から6番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第2号7番につきましては、長谷川委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(11番 長谷川委員退席)

次に、議案第2号7番から14番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号7番から14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画案の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書4ページから7ページのとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番

5番説明いたします。これらの案件は、本来、地区担当委員は長谷川委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、近隣農業委員である私の方からご説明いたします。

これらの案件は、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号7番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号7番から14番は原案のとおり決定いたしました。

(11番 長谷川委員着席)

議長

次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題といたします。

それでは、議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、下記のとおり農用地利用集積等促進計画を定めるべき要請をすることについて審議を求めます。併せて、農地中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画が、要請の内容のとおり決定され、幕別町に対して認可申請を行う場合には、幕別町が即日公告を行うことについて審議を求めます。

【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書8ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、昨年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。借主は、買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第3号2番につきましては、棚委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(10番 棚委員退席)

議長

次に、議案第3号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号2番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書8ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

17番 17番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は棚委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明させていただきます。この案件は、昨年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。借主は、買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号2番は原案のとおり決定いたしました。

(10番 棚委員着席)

議長 次に、議案第3号3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号3番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書9ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、それは、それは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番 7番説明いたします。この案件は、昨年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。借主は、買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号4番から7番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号4番から7番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書9ページ下段から11ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。7番の案件は、本来、地区担当委員は佐藤悦啓委員ですが、利用調整会議には私が地区担当委員として出席しましたので、私の方からご説明いたします。

これらの案件は、昨年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。借主は、買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号4番から7番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号4番から7番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号8番から9番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号8番から9番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書11ページ下段から12ページ上段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。これらの案件は、昨年12月に町公社が利用調整及び買入要請を行った案件であります。借主は、買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の権利の設定につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号8番から9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号8番から9番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第3号10番につきましては、澤邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(1番 澤邊委員退席)

議長

次に、議案第3号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号10番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農地中間管理事業の推進に関する法律第18条調査書12ページ下段のとおり、経営面積・従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は澤邊委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明させていただきます。

この案件は、令和5年6月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては、問題ないと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長	<p>異議なしとします。よって、議案第3号10番は原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: right;">(1番 澤邊委員着席)</p>
議長	<p>次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
	<p>それでは、議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。</p> <p>【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の案件は、別添、農地法第3条調査書1ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>
3番	<p>3番説明いたします。この案件は、経営継承に伴う後継者への使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。</p> <p>議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【全員異議なし】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、議案第4号2番から3番について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第4号2番から3番について、議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の案件は、別添、農地法第3条調査書2ページから3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>

22番 22番説明いたします。これらの案件は、今月18日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号2番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号2番から3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号4番から5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第4号4番から5番について、議案書をもとに朗読】**

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書4ページから5ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番 10番説明いたします。4番の案件は、経営継承に伴う後継者への貸付けであり、5番の案件は、経営継承に伴う後継者への借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号4番から5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第4号4番から5番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第4号6番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号6番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書6ページから8ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

7番説明いたします。これらの案件は、今月18日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号6番から8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号6番から8番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号9番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号9番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書9ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員である私から補足説明をいたします。

この案件は、今月18日に田村委員、吉田委員、廣瀬委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いたします

次に、小林農地部会長から補足説明をお願いいたします。

農地部会長

農地部会長であります、私の方から説明いたします。この案件につきましては、新規法人による農地の権利取得の申請がありましたことから、今月24日に農地部会を開催しました。

農地部会では、構成員や機械による状況、今後の農業従事者の状況等を協議し、各要件を満たしていることから許可相当となりましたので、ここに報告いたします。よろしくお願いたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

異議なしとします。よって、議案第4号9番は、原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号10番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号10番について、議案書をもとに朗読】

本件につきましては、譲受人は農地所有適格法人の構成員であり、本来であれば、農地の権利取得はできませんが、引き続き所属する法人に農地を貸し続ける場合に限り、全部効率要件及び地域調和要件を満たすことができ、農地を取得することができます。以上のことから、別添、農地法第3条調査書10ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番

14番説明いたします。この案件は、農地所有適格法人に農地を使用貸借している個人が、同法人の構成員に農地を贈与するものであり、耕作者は変わらないことから、周辺農地への影響がないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第4号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号10番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次の議案第4号11番につきましては、黒田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(20番 黒田委員退席)

議長

次に、議案第4号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号11番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書11ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番

1番説明いたします。この案件は、後継者への農地の贈与でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号11番は原案のとおり決定いたしました。

(20番 黒田委員着席)

議長

次に、議案第5号「農地法5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第5号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第5号、農地法5条の規定による許可申請について、農地法5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第5号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、乾燥機施設建設等を目的とする転用であります。農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表1ページから2ページに記載されている通りでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

2番 2番説明いたします。この案件は、今月18日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第5号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第5号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第5号2番から3番について、事務局から説明をいたします。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第5号2番から3番について、議案書をもとに朗読】

2番の案件は、砂利採取を目的とする転用であります。農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。3番の案件は、格納庫建設等を目的とする転用であります。農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表3ページから6ページに記載されている通りでございます。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。これらの案件は、今月18日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。

議案第5号2番から3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第5号2番から3番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号「現況証明について」を議題といたします。

議案第6号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第6号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。

【議案第6号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番

9番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月18日に田村委員、吉田委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第6号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第6号2番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第6号2番について、議案書をもとに朗読】

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4 番 4 番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に佐藤敏博委員、遠藤委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第6号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第6号2番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第7号「令和8年度農業委員会の最適化活動の目標設定等について」を議題といたします。

議案第7号について、事務局から説明をいたします。

事務局 議案第7号、令和8年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について、令和8年度農業委員会の最適化活動の目標の設定等について、次のとおり決定したいので審議を求めます。なお、本議案につきましては、本日、開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案するものでございます。

お手元の、議案第7号、別紙1「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)」をご覧ください。1ページ目は農業委員会の状況につきまして、各種統計で示されました情報を掲載しております。

2ページをお開きください。最適化活動の目標、1.最適化活動の成果目標としまして、(1)農地の集積、(2)遊休農地の解消、3ページ目になりますが、(3)新規参入の促進と3項目の記載がございます。(1)農地の集積につきましては、①現状及び課題の表にありますとおり、現状の集積率が94.7パーセントとなっておりますため、その下の表になりますが、②目標としまして、集積率95パーセントを目標とする設定としております。また、令和8年度の新規集積面積につきましては、令和15年度の集積率95%の面積21,375haから令和7年度の集積面積を差し引いた78ヘクタールと設定いたしました。(2)遊休農地の解消、(3)新規参入の促進につきましては、それぞれ記載のとおり目標を設定しております。

3ページ中段以降は、最適化活動の活動目標としまして、記載のとおり設定しております。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、前年度の実績を踏まえまして、月5日を目標と設定したところです。

こちらの「最適化活動の目標の設定等」につきましては、本日、ご審議をいただいた後、北海道農業会議に内容を通知し、確認を受けた後、農業委員会等に関する法律第37条に基づきまして、ホームページ上で公表を行う予定でございます。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第7号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第8号「農業委員等の最適化活動の点検・評価について」を議題といたします。

議案第8号について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第8号、農業委員等の最適化活動の点検・評価について、農業委員等の最適化活動の点検・評価について、次のとおり決定したいので審議を求めます。なお、本議案につきましても、本日、開催いたしました三役会議での協議を踏まえ、本総会に提案するものでございます。

議案書下段、【参考】をご覧ください。「農業委員会による最適化活動の推進等について」とあります、抜粋であります。農林水産省経営局長通知を記載しております。「推進委員等」という表記は通知によるものでございます。本町に「推進委員」はいないため、「農業委員」と読み替えていただければと思います。

この通知では、(1)、②の推進委員等の最適化活動の点検・評価の実施、アとして、「各推進委員等は、毎年度、記録簿に基づき、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について、自ら点検・評価するとともに、その結果を翌年度の4月末までに農業委員会に提出するものとする。」とあります。また、イとして、「農業委員会は、各推進委員等から提出された点検・評価の結果を、5月末までに総会において点検・評価し、その結果を各推進委員等に通知する。」とされております。さらに、農林水産省経営局農地政策課長通知では、②の農業委員会による点検・評価等にありますように、アとして、「各農業委員会が局長通知に伴う各推進委員等の最適化活動の点検・評価は、「全体としての評語」の欄に、aからdに掲げる評語を記入した上で、総会において出された意見も記入するものとする。」とされております。

つきましては、本農業委員会では今後、これら通知に準じた点検・評価を実施するとともに、評価を行う場は、昨年度と同様に、農政部会での対応にしようとするものであります。なお、点検・評価に伴う様式につきましては、本日、皆様のお手元にお配りしております、右肩に「議案第8号 別紙1」とあります参考資料を予定しておりますが、今後、国からの通知等に鑑みながら整えた上で、改めて皆様にお示したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第8号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第33回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。お疲れ様でした。